

委員会活動報告

本会議で付託された議案等について、**総務委員会・産業建設委員会・教育厚生委員会・予算審査特別委員会**を開き、審査等を行いましたので、その概要をお知らせします。
なお、各議案の内容（ピックアップ）については、一部掲載です。
また、各委員会において行政調査を行いましたので、調査内容を報告します。

総務委員会

審査件数10件

●第1号 島原市職員の服務の宣誓に関する条例の一部を改正する条例【可決】

pick up 会計年度任用職員制度が創設されたことに伴い、会計年度任用職員の服務の宣誓について定める

Q 非常勤職員とパート職員の人数はどうか。

A 平成31年4月1日現在で、パート職員を含めて合計約240人である。

●第2号 島原市印鑑登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例【可決】

pick up 成年被後見人の権利の制限に係る措置の適正化を図るため、印鑑登録の資格を見直す

Q 今回の改正は、意思能力がない人の権利を間違いなく守っていくような方向に行くかと理解していいか。
A 該当者を守るという意味では、これまで同様変わりはない。

●第3号 島原市有明福祉センター条例の一部を改正する条例【可決】

pick up 温泉スタンドを廃止することに伴い、温泉スタンドに係る使用料の規定について削除する

Q 使用料収入の状況は。
A 平成27年が2670円、28年が3310円、29年11月まで稼働しており2200円の収入があった。

●第4号 島原市報酬及び費用弁償条例の一部を改正する条例【可決】

pick up 投票管理者等の報酬について改正する

Q この条例改正の背景には、協力してくれる方が不足していることもあるのではないかと。

A 他市の状況を聞いても、引き受けていただく方を見つけるのが難しい状況のようである。

●第5号 選挙公報の発行に関する条例の一部を改正する条例【可決】

pick up 選挙公報の掲載文を電子データにより提出することが可能

Q 写真の画素数の基準はあるのか。
A 写真はJPEG方式を考えているが画素数については詰めていない。

●第6号 島原市監査委員に関する条例の一部を改正する条例【可決】

pick up 地方自治法の改正に伴い、条文の表記について所要の整備を行う

Q 住民監査請求の事例はあるのか。
A 本市では1件も発生していない。

●第11号 長崎県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び規約の変更について【可決】

pick up 長崎市が長崎県市町村総合事務組合から脱退する

Q 長崎市が脱退する理由は何か。
A 市町村合併後に退職者の著しい増減が見込まれたことから加入され共同処理を行われたが、今後は退職者の著しい増減が見込まれないことから、退職手当事業から脱退される。

●第12号 県央県南広域環境組合規約の変更について【可決】

pick up 共同処理区域、議員定数及び関係市の負担金割合の変更

Q 南島原市の全町が入るとゴミの量はどのくらい増えるのか。

A 新たな施設の完成後に、有家町から加津佐町までの6町分の可燃ごみが入ることになるが、量にすると平成30年度が年間1万1568トンである。

●第13号 建設工事請負契約の締結について【可決】

pick up 市庁舎建設に伴う既存新館解体工事請負契約の締結を行う

Q 契約金額については、国の補助があるのか。

A 解体工事についても、国からの有利な起債である一般単独災害復旧事業債の活用ができるように、国、県と協議している。国からの措置が84%程度と聞いているので、市の負担は16%程度になると思う。

●第14号 島原市基本構想の策定について【可決】

pick up 本市における総合的かつ計画的な行政の運営を図るための基本構想を策定する

Q 人口が減少する中、10年後の島原市にはどれくらいの予算が必要なのか。

A 基本計画には財政的なものは謳っていない。予算規模というのは国、県の事業の活用で変わってくる。ただ、ゆくゆくは税収は減り、交付税も減ってきており、基金を取り崩して繰り入れをせざるを得ない状況である。国の三位一体改革以降、国の補助金制度が変更となり、交付税措置、あるいは交付金制度になってきたことを見ていくと、200億円程度の予算規模でないとやっていけないと思う。

産業建設委員会

審査件数3件

●第7号 島原市営住宅条例の一部を改正する条例【可決】

pick up 連帯保証人の極度額は、家賃の24か月分とする

Q 市営住宅の滞納について。

A 入居者812世帯のうち、55世帯が滞納。滞納料金は平成30年度が719万7千円で、10年前の20年度は1170万6千円であり、減少傾向にある。3か月滞納した場合に明け渡し請求ができる。

●第20号 令和2年度島原市温泉給湯事業特別会計予算【可決】

pick up 予算の総額を歳入歳出それぞれ1億2921万2千円と定める

Q 工事分担金を下げた後の状況はどうか。

A 名称を工事分担金から給湯加入金に改正し、金額も減額した。その後新規の申し込みが特別供給で1件あり、普通供給では増量が1件あった。現在の状況としては、普通供給が7件、特別供給が33件である。

Q 一般家庭の温泉使用料はいくらで、蛇口から出るお湯は何度か。

A 年間8万円程度が平均である。また、約50度ぐらいの温度が出るようになっており、以前に比べると温かくなっていると聞いている。



●第22号 島原市水道事業会計予算【可決】

pick up 収益的収入及び支出予定額は、収入で水道事業収益8億4545万8千円、支出で水道事業費用7億6329万1千円である。資本的収入及び支出の予定額は、収入で資本的収入4億3671万7千円、支出で資本的支出8億6411万8千円であり、資本的収入額が資本的支出額に対し、不足する額4億2740万1千円は、当年度分消費税資本的収支調整額5391万9千円、過年度分損益勘定留保資金7761万4千円、当年度分損益勘定留保資金2億1894万7千円及び建設改良積立金7692万1千円で補てんする。



上の原浄水場の完成イメージ図

Q 上水道の普及率が99・3%で、あとの0・7%はどういう状況の方か。

A 井戸水を飲用水として活用されているところがほとんどである。

Q 老朽管の更新事業の計画は。

A 令和2年度に管の延長で約2700メートルの更新を計画している。

Q 有明地区において硝酸、亜硝酸態窒素の関係で希釈はどれくらいか。また、ボーリングの計画はあるのか。

A 希釈率70%程度を良質の水として配水しており、毎年5%程度を上げていく計画である。今後、給水人口は減っていくことが予想され、新たに水源を掘る計画はない。

教育厚生委員会

審査件数7件

●第8号 鳥原市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例【可決】

pick up
理 国の基準の訂正に伴う文言の整理

Q 国において行われた訂正手続きの内容は。

A 国の基準については、43カ所の訂正が行われている。訂正箇所は、ほとんどが文言の整理である。

●第9号 鳥原市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例【可決】

pick up
長を加える
放課後児童支援員が修了すべき研修の実施主体に、指定都市の長を加える

Q この事業を活用する事業者は、市内に幾つあるのか。

A 事業を活用する放課後児童クラブについては、12カ所である。

●第10号 鳥原市母子生活支援施設条例を廃止する条例【可決】

pick up
を廃止する
鳥原市母子生活支援施設わかば

Q 条例が廃止になることで、支援を受けられなくなる方々に対しては、どのような対応をするのか。

A 今後は、既存の福祉の制度でそれぞれの相談に応じて対応していく。例えば、母子生活支援施設での生活が必要となる場合は、児童相談所を通じて、他市の母子生活支援施設に入所していただくことになる。

●第16号 平成31年度（令和元年度）鳥原市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）【可決】

pick up
円とする
予算の総額から歳入歳出それぞれ499万1千円を減額し、予算の総額を68億4375万5千円とする

●第17号 平成31年度（令和元年度）鳥原市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）【可決】

pick up
とする
予算の総額に歳入歳出それぞれの総額を6億1807万7千円とする

●第19号 令和2年度鳥原市国民健康保険事業特別会計予算【可決】

pick up
69億91万8千円と定める
予算の総額を歳入歳出それぞれ

Q 国民健康保険財政調整基金について、基金には限りがあると思うが、今後の状況はどうか。

A 基金については、平成23年度から30年度までに、一般会計からの法定外繰入として13億円を積み立て、歳入不足に充てている。令和2年度の当初予算では、1億9千万円を基金から繰り入れて収支を保ったが、基金残高は数百万円である。国民健康保険制度の都道府県化の中では、一般会計からの法定外繰入れは解消する方向であるので、今後は、保険税の改正などを考慮し、予算の編成をする必要がある。

大口「いきいき」健康支援事業
後期高齢者のみなさまへ
口腔ケア
の案内
お口の中の『健康チェック』を無料で受けることができます。
お口は健康への入り口です！
お口の健康は肺炎予防になります！
なんでもおいしく食べることは全身の健康に繋がります！

●第21号 令和2年度鳥原市後期高齢者医療特別会計予算【可決】

pick up
6億3604万4千円と定める
予算の総額を歳入歳出それぞれ

Q 歳入の一般会計繰入金について。

A 一般会計からの繰入金で、事務費繰入金と保険基金安定繰入金がある。事務費繰入金金は、広域連合及び市の事務に係る負担金を繰入金として、2605万円を計上している。保険基金安定繰入金金は、被保険者のうち低所得者の保険料の軽減に対する公費の負担分を繰入金として、1億7261万4千円を計上している。

後期高齢者医療保険料改定のお知らせ

令和2・3年度の保険料、賦課限度額及び均等割額軽減の基準額が変わります。

保険料の計算方法について
年間の保険料額は、次の方法で計算して個人ごとに決まります。

$$\text{年間保険料 (限度額64万円)} = \text{均等割額 47,200円} + \text{所得割額 (前年中の総所得金額等-基礎控除額33万円) \times 8.98\% (所得割率)}$$

令和2年度の年間保険料は、令和元年中の所得状況等に基づいて7月に決定し、お知らせします。

後期高齢者医療保険料
(一部抜粋)

